

サプライヤーCSR ガイドライン

<目次>

はじめに

1. イノアックの調達基本方針
2. サプライヤーCSR ガイドライン
 - 1) 安全・品質
 - 2) 人権・労働
 - 3) 環境
 - 4) コンプライアンス
 - 5) 情報開示
 - 6) 事業継続計画の策定
 - 7) 地域社会とのコミュニケーション

2024年10月

株式会社イノアックコーポレーション

はじめに

私たちを取り巻く環境は急速に変化し、企業は自社が環境や社会に負の影響を及ぼさないようにマネジメントすることが求められるとともに、社会課題解決に向けた貢献が強く求められるようになってまいりました。ステークホルダーからの CSR の取り組みに対する期待、要求はますます高まっており、ESG に対する取り組みは、財務指標の一部に匹敵するかたちで重要視されています。また、企業は個々の活動のみならず、サプライチェーン全体として取り組むことを求められるようになっていきます。

当社グループでは、「行動指針」の見直しに合わせ 2024 年 10 月に「サプライヤー CSR ガイドライン」を策定致しました。

企業の CSR への取り組みが、企業価値そのものを左右する時代となり、お取引先の皆様には、当社の CSR に対する取り組みの趣旨にご賛同いただくとともに、弊社と共にさらなる推進をお願いいたします。

株式会社イノアックコーポレーション
取締役会

1. 調達基本方針

イノアックグループは、変化する社会環境、顧客のニーズに対応すると共に、基本理念や行動指針、法令遵守、人権尊重といった会社方針や考え方を踏まえ、持続可能な社会の実現に寄与していきます。この実現にむけ、以下の基本方針に基づき調達活動を進めてまいります。

1) 公平・公正で誠実な調達活動の推進

国内外のお取引先様に対し、国籍、企業規模、お取引実績の有無を問わず公平・公正な参入機会を提供します。

2) お取引先様との相互信頼に基づいたパートナーシップの構築

長期的なお取引を念頭に良好なパートナーシップを築くため相互の技術力、品質の維持・向上と共に相互繁栄に繋がるコミュニケーションの促進を進めます。

3) 安全・品質の実現

消費者、顧客のニーズに応え、安全で高品質の製品をお届けするため、お取引様の選定にあたっては、品質、価格、納期、技術などの経済合理性に基づき、企業として社会的責任に対する取り組みなどを総合的に勘案します。

4) 人権・労働への配慮^{※1}

紛争鉱物^{※2}に代表される人権・労働環境面で社会問題となり得るような資源・原料の使用を回避するため、人権・労働に配慮し、責任ある資源・原料調達を進めます。

5) 環境に配慮した調達活動

地球温暖化対策としてカーボンニュートラル・脱炭素社会の実現を目指すとともに、資源循環や省資源化を実現する社会の実現、大気・水・土壌汚染の防止、水環境インパクトの低減、化学物質管理や多様な生態系が保護できることに配慮した調達活動の推進を行います。

6) コンプライアンス遵守

イノアックグループのコンプライアンス関連諸規定に則り、社会規範、関連する法令およびその精神を遵守し、グローバル社会において信頼される良識のある活動を実施します。

7) 適正な情報管理への配慮

調達活動によって得たお取引先様の機密情報および個人情報については守秘義務を遵守します。

8) グローバル最適調達の推進

グローバル生産に対応した最適品質・最適価格を目指したグローバル調達活動を推進します。

※1 イノアックコーポレーションでは、「国際人権章典」や「労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関（ILO）宣言」をはじめとする人権に関する国際的な規範を支持し、自らの事業活動に関わる全ての人の人権を尊重する責任を果します。

※2 イノアックコーポレーションでは紛争鉱物調査において、一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）責任ある鉱物調達検討会、一般社団法人 日本自動車部品工業会（JAPIA）、一般社団法人 自動車工業会（JAMA）を支持し、これらに基づき調査を行っています。

2. サプライヤーCSR ガイドライン

本ガイドラインの概要と活用について

本ガイドラインは、イノアックとサプライヤーの皆さまが、企業活動を CSR の視点で振り返り、さらなる向上に向けた明確な対応を進めていただくことを目的として、共通項目をまとめたものです。特に、取り組みが期待される7分野・28項目を選定しました。

1) 安全・品質

1. 消費者ニーズに応える製品・サービスの提供
消費者のニーズを把握して、社会に有用な製品を開発・提供する。
2. 製品・サービスに関する適切な情報の提供
製品・サービスに関する適切な情報を消費者・顧客に提供する。
3. 製品・サービスの安全確保
各国・地域ごとに定められた安全法規等を満たした製品・サービスを生産・提供する。
4. 製品・サービスの品質確保
品質を確保する全社的な仕組みを構築・運用する。

2) 人権・労働

5. 差別撤廃
あらゆる雇用の場面において、人種・民族や出身国籍・宗教・性別等を理由とした差別を行わない。
6. 人権尊重
職場におけるあらゆる形態のハラスメントを許さない。
7. 児童労働の禁止
各国・地域の法令による就労可能年齢に達しない児童の労働を認めない。
8. 強制労働の禁止
全ての労働は自発的であること、および 従業員が自由に離職できることを確実に保証し、強制労働を行わない。
安全や情報セキュリティ確保の理由なく会社構内での移動を制限しない。雇用の条件として、パスポート、公的な身分証明書または労働許可証の引渡しを従業員に要求しない。
9. 賃金
最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する各国・地域の法令を遵守する。
10. 労働時間
従業員の労働時間（超過勤務を含む）の決定、および休日・年次有給休暇の付与その他について、各国・地域の法令を遵守する。

- 1 1. 従業員との対話・協議
従業員の代表、もしくは従業員と、誠実に対話・協議する。従業員が自由に結社する権利または結社しない権利を各国・地域の法令に基づいて認める。
- 1 2. 安全・健康な労働環境
従業員の職務上の安全・健康の確保を最優先し、事故・災害の未然の防止に努める。
- 1 3. 紛争鉱物等社会的問題の原因となる原材料の不使用
非人道的行為に関わる原材料の不使用を目指し、状況を把握するとともに適切に対応する。

3) 環境

- 1 4. 環境マネジメント
幅広い環境活動を推進するため、各国・地域の法令を遵守するとともに全社的な管理の仕組みを構築して、継続的に運用・改善する。
- 1 5. 温室効果ガスの排出量削減
地球温暖化防止に貢献するため、事業活動での温室効果ガスの排出管理を行い、エネルギーの有効活用に取り組むなど排出削減活動を推進する。
- 1 6. 大気・水・土壌等の環境汚染防止
大気・水・土壌等の汚染防止に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、継続的な監視と汚染物質の削減・流出対策をはかり、環境汚染と多様な生態系の破壊を防止する。
- 1 7. 省資源・廃棄物削減
廃棄物の適正処理・リサイクル等に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、資源の有効活用を通じて廃棄物最終処理量の削減に取り組む。
- 1 8. 化学物質管理
環境汚染の可能性がある化学物質の安全な管理を行う。製品については、各国・地域の法令で禁止された化学物質を当該国・地域において含有しない。製造工程においても禁止された化学物質は使用せず、各国・地域の法令で指定された化学物質に関しては、法令に基づき排出量の把握・行政への報告を行う。

4) コンプライアンス

- 1 9. 法令の遵守
各国・地域の法令を遵守する。
コンプライアンス徹底のための方針や体制、行動指針・通報制度・教育等の仕組みを整備し、実施する。
- 2 0. 競争法の遵守
各国・地域の競争法を遵守して、私的独占、不当な取引制限（カルテル、入札談合等）、不公正な取引方法、優越的地位の乱用などの行為を行わない。
- 2 1. 腐敗防止
政治献金・寄付等は各国・地域の法令に基づき実施し、政治・行政と透明かつ公正な関係づくり

に努める。

2 2. 機密情報の管理・保護

顧客・第三者・自社従業員の個人情報、および顧客・第三者の機密情報は、正当な方法で入手するとともに、厳重に管理し、適正な範囲で利用し、保護する。

2 3. 輸出取引管理

各国・地域の法令等で規制される技術・物品等の輸出に関して、適切な輸出手続き、管理を行う。

2 4. 知的財産の保護

自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権を保護するとともに、第三者の知的財産の不正入手・使用・権利侵害を行わない。

5) 情報開示と管理・保護

2 5. ステークホルダーへの情報の開示

財務状況・業績・事業活動の内容などの情報を、ステークホルダーに対し適宜・適切に開示するとともに、オープンで公正なコミュニケーションを通じてステークホルダーとの相互理解・信頼関係の維持・発展に努める。

2 6. 個人情報、及び機密情報の管理・保護（セキュリティー）

個人情報・機密情報に関する法令を遵守するとともに正当な方法で入手し、適切に管理する。また、無断で社外に開示、漏洩しないのは勿論、目的外に使用しない。

6) 事業継続計画（BCP）の策定

2 7. 業務継続のための計画を策定する

自然災害、事故などで被災した場合に、業務継続あるいは、早期復旧のための事業継続計画を策定する。主要な原材料について、その生産拠点、調達先のリスト化と定期的な点検更新を行うことを推奨する。

7) 地域社会とのコミュニケーション

2 8. 慣習や文化、社会規範の尊重と適応

事業活動を行う国や地域における慣習や文化、社会規範を尊重し、地域コミュニティにおいては、地域住民とコミュニケーションをとり、コミュニティに適応することを推奨する